

四日市市告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

平成29年3月22日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市内堀町字一之縄180番ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市采女が丘二丁目90番地
有限会社根本
代表取締役 根本 得郎

(都市整備部開発審査課)